

多摩市パルテノン多摩・子どものエリア事業業務委託提案依頼書

1 主旨

多摩市立複合文化施設（以下「パルテノン多摩」という。）の4階西側エリアにおいて、子育て支援機能を設定し、地域子育て支援拠点として位置づけて実施する「パルテノン多摩・子どものエリア事業」について、多摩市が求める機能、提案の内容、実現方法など明確にすることにより、事業実施者が市の依頼用件を十分に理解し、公平かつ公正な条件で提案が行える環境を整えることを目的とする。

2 業務の目的

本事業の実施により、児童福祉法の理念に基づき、子どもの健やかな成長を支えとともに、保護者の孤立感や負担感の緩和を図りながら、賑わい創出にも寄与することを目的とする。この目的達成のための基本的な4つの機能を実施するとともに、さらに効果的な取り組みも併せて実施できることを目指す。

3 本事業の仕様

募集要項別添資料2の「パルテノン多摩・子どものエリア事業等業務委託標準要求書」のとおり

4 契約に関する基本的事項

本提案依頼による企画提案の総合評価により、本事業の委託先を審査する。

(1) 契約件名

多摩市パルテノン多摩・子どものエリア事業業務委託

(2) 委託内容

別紙「パルテノン多摩・子どものエリア事業等業務委託標準要求書」に基づき、準備業務及びその他の業務を契約に定める期間実施する。

(3) 契約期間

令和9年2月1日から令和14年3月31日までとする。

(4) 契約目途額

総額264,691,000円（非課税）とする。

※本件は、社会福祉法第2条第3項第2号に規定する「第二種社会福祉事業」のため、消費税法第6条第1項に基づき非課税

5 委託業務に関する提案について

パルテノン多摩・子どものエリア事業業務委託の実施に関して、募集要項第3から第6を基本として、次の項目について提案すること。

(1) 委託業務実施についての基本理念・基本方針について（様式4）

(2) 委託業務に従事する職員について（様式5）

- ア 採用方法
- イ 資格、経験等
- ウ 雇用形態
- エ 賃金体系
- オ 研修体制
- カ 健康管理
- キ 具体的な職員の配置及び配置時間
- ク 事業管理責任者予定者経歴書

(3) 委託業務の内容及び方法について（様式6）

ア 子どもひろば事業

- ・子育て親子の交流の具体的実施方法
- ・子育て親子の相談援助の具体的実施方法
- ・子育て関連情報の提供方法
- ・子育て支援に関する講習等の実施方法
- ・その他独自の事業について

イ 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援のための事業の利用に関する情報集約、提供、相談、利用支援、援助の実施方法

ウ 講習会やイベント

講習会やイベントの具体的な内容及び実施方法

エ 一時保育事業

- ・利用児童の保育の具体的方法
- ・保護者に対する相談の具体的方法

オ その他事業

- ・上記アからエまでの事業以外で事業者の提案により実施する事業の内容及び実施方法

カ 共通事項

- ・パルテノン多摩という場所の特性を活用した事業内容であること。文化、芸術、公園、図書など、関連するテーマ、近隣地域や企業との連携を取り入れた事業等の展開を提案すること。

(4) 児童虐待への対応（様式7）

事業を実施する中で虐待と思われるケース、虐待の発生防止又はリスクがあると思われるケースについて、多摩市こども家庭センターに連絡するとともに、対応に協力すること。

(5) 事故防止・安全対策・事故発生時の対応について（様式8）

委託業務遂行中の事故防止・安全対策及び事故発生時の対応について提案すること。なお、施設の消防計画の中で自衛消防隊を組織している。

(6) 受託に要する経費について（様式9）※積算内訳を添付のこと。

以下の条件を踏まえ本事業の受託・運営に必要な5か年間の経費について提案すること。

- ア 維持管理費用として、事業にかかる電気・上下水道・ガス・通信や電話に係る費用及び施

設内定期清掃・設備保守点検・施設賠償保険等の施設管理に係る費用、利用者への補償保険費、利用者及び職員に対する傷害保険に係る経費等すべて法人で負担すること。

イ 事業実施に必要な物品のうち、施設既存の市所有備品については、施設備品として使用することができますが、施設備品以外で本事業実施に必要な物品については、法人での対応とすること。

ウ 市では運營業務委託にあたり、次の金額を契約予定上限額とする。

・業務委託契約 (総 額) 264,691,000円(非課税)

※本件は、社会福祉法第2条に規定する第二種社会福祉事業のため、消費税法第6条に基づき非課税

※うち	令和 8年度分	0円
	令和 9年度分	46,607,000円
	令和10年度分	49,565,000円
	令和11年度分	52,723,000円
	令和12年度分	56,097,000円
	令和13年度分	59,699,000円

(7) 衛生管理(様式10)

遊戯室、一時保育室、事務室、子ども広場等の日常管理における施設内の物品の配置や空調の管理、衛生的な管理について提案すること。

(8) 苦情処理について(様式11)

委託業務遂行の中でもたらされる苦情への対応について提案すること。

(9) 広報や集客の方法について(様式12)

より多くの妊婦及びパートナー、子ども及びその保護者に事業を利用してもらうための、広報の方法や広報以外での集客の工夫について提案すること。

(10) 家庭・関係機関連携について(様式13)

ア 保護者との連携・交流について

イ 相談機関、医療機関等との連携について

(11) 準備業務期間での考え方について(様式14)

本事業の受託にあたっては、職員派遣等の必要な措置により、本業務に向けた関連団体(パルテノン多摩、多摩中央公園、図書館及びそれらの関連団体)との連携を進める必要がある。このことについて期間、方法、内容等を含め具体的に提案すること。

(12) こども性暴力防止法及び職員による不適切な対応(虐待)について(様式15)

令和8年12月25日施行の「こども性暴力防止法」による対応する事業として、一時保育事業が認定対象となることから、法制度の趣旨に基づき国の認定を受け、適切な取組を行うこと。

また、職員による虐待行為を見逃さず未然防止に努める必要から、「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(こども家庭庁・文部科学省)」を参照し適切な対応を行うこと。

6 応募手続等

本公募への申込みを希望する場合は、応募申込書に必要書類（法人に関する書類）を添付して期限までに提出してください。これらの書類を多摩市に提出した法人を応募者とします。参加資格審査を通過した場合に期限までに企画提案書類を提出してください。必要書類及び企画提案書類は縦型A4ファイルに左綴りで作成すること。

- 1 a 応募申し込み提出期限 令和8年10月20日（火）午後5時「4応募申込書類（1）（2）」
b 参加資格審査結果通知 令和8年10月23日（金）予定
c 企画提案書類提出期限 令和8年11月26日（木）午後5時「4応募申込書類（3）」
d プレゼンテーション（二次審査）令和8年12月14日（月）で市の指定する時間
- 2 提出方法 電話連絡の上、直接持参し、提出すること。
受付時間 午前9時～午後5時（郵送による受付は行わない）
- 3 提出先 東京都多摩市豊ヶ丘1-21-3
多摩市こども家庭センターたまっこ1階
多摩市子ども青少年部こども家庭センター事務室
電話042（400）1005 担当 佐藤

4 応募申込書類について

各書類については、パンフレット・図書類等を除き原則A4判で作成すること。

（1）応募申込書（様式1） 【1部】

（2）法人に関する書類

ア 定款又は寄附行為（最新のもの） 【2部】

イ 法人の登記事項証明書（応募申込日前3ヶ月以内の発行のもの） 【1部】

ウ 印鑑証明書（応募申込日前3ヶ月以内の発行のもの） 【1部】

エ 法人概要 沿革（様式2-1）・役員等構成（様式2-2）【各10部】

オ 法人が実施する事業・施設等（子育て支援に対する事業だけでなくその他の分野で行うものも含む）に関する書類 【10部：既存の資料・パンフレット可】

カ 過去3ヵ年の法人の子育て支援に対する取組みや特色について（様式3）【10部：
様式3に加えて既存の資料・パンフレットの添付も可】

キ 過去3ヵ年分の決算書等財務状況確認書類（様式自由）【2部】

ク 令和8年度各種税金に係る納税証明書の写し【2部】

（3）企画提案書類について（参加資格審査通過者のみ）

ア 委託業務実施についての基本理念・基本方針（様式4） 【10部】

イ 職員について 【各10部】

職員配置計画（様式5-1）・職員勤務体制（様式5-2）・適任人材の確保方法（様式5-3）・人材育成（様式5-4）・委託業務に従事する職員について（予定事業管理責任者経歴書）（様式5-5）・委託業務に従事する職員について（様式5-6）

ウ 委託業務の内容及び方法について（様式6-1～4） 【各10部】

子どもひろば事業（様式6-1）、利用者支援事業（様式6-2）、講習会やイベント（様式6-3）、一時保育事業（様式6-4）、その他提案事業（様式6-5）

エ 児童虐待への対応（様式7）【10部】

- オ 事故防止・安全対策について（様式８）【１０部】
- カ 受託に要する経費について（様式９－１～３）【各１０部】
- キ 衛生管理（様式１０）【１０部】
- ク 苦情処理について（様式１１）【１０部】
- ケ 広報や集客の方法について（様式１２）【１０部】
- コ 家庭・関係機関連携について（様式１３）【１０部】
- サ 委託準備期間での考え方について（様式１４）【１０部】
- シ こども性暴力防止法及び職員による不適切な対応（虐待）について（様式１５）【１０部】

７ プレゼンテーション

- （１）一次審査通過者は令和８年１２月１４日（月）の多摩市が指定する時間にプレゼンテーションを行い、審査会はこれを審査する。
- （２）プレゼンテーションの所要時間は、プレゼンテーション、審査会からの質疑で２０分以内とする。そのうち、質疑には５分以上を確保すること。内容は提出した提案書を基本とする。
- （３）プレゼンテーションに必要な機材は提案者が用意することとする。ただし、スクリーンやプロジェクターは多摩市の用意するものを使用することができる。
- （４）プレゼンテーションには予定事業管理責任者も出席し、経歴や事業方針等について説明すること。
- （５）審査委員が確認する資料には、審査の公平性を担保するため、事業者が特定でき得る「社名」や「ロゴ」等を記載しないこと。

８ その他

- （１）多摩市が必要と認めた場合は、追加資料の提出を求める。
- （２）応募に関する書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、多摩市は、委託事業者の公表等必要な場合には、応募に関する書類等の一部又は全部を無償で利用できるものとする。
- （３）本応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- （４）多摩市が提供する資料は、応募に係わる検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、多摩市の上承を得ることなく第三者に対して、これを使用し内容を提示することを禁じる。
- （５）質疑については、その内容を簡潔にまとめ必ず所定の質問書（様式１６）にて提出すること。
受付期限は、令和８年１１月１１日（水）午後５時とする。また、回答については、令和８年１１月１６日（月）に、質問内容及び回答内容のすべてを応募者全員に文書にて発送する。
- （６）提出書類は、理由のいかんを問わず返却しない。
- （７）審査過程については非公表とする。審査結果についての異議申し立ては認めない。
- （８）審査委員に不当接触した者または接触しようとした者は失格とする。
- （９）本要項に記載のない事項、及び事業実施に係る詳細事項については、委託事業者決定後、市と事業者との協議の上、定めるものとする。